

北広島市 UIJ ターン新規就業支援事業移住支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市へ移住した者に対し支援金(以下「移住支援金」という。)を交付することにより、本市への移住及び定住の促進を図り、もって市内の中小企業等における労働力の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 東京 23 区 東京都において、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 281 条第 1 項に規定する特別区であるものをいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)、山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)、半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)に規定する指定区域を含む市町村(地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市を除く。)をいう。
- (4) マッチングサイト 北海道 UIJ ターン新規就業支援事業において北海道が実施するマッチング支援事業に係る支援のため開設及び運営されているウェブサイトをいう。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 単身の世帯が移住支援金の交付を申請する場合 60 万円
- (2) 単身以外の世帯が移住支援金の交付を申請する場合 100 万円

(交付対象者)

第4条 この要綱による移住支援金の交付を受けることができる者は、第1号から第3号までに掲げる要件(単身以外の世帯で申請する場合にあっては、第1号から第3号まで及び第7号に掲げる要件)のいずれにも該当し、かつ、第4号から第6号までに掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) この要綱による移住支援金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)が本市に転入(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条第 1 項に規定する転入をいう。以下同じ。)をする直前において、次のいずれにも該当すること。

ア 交付申請者が本市に転入する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上次のいずれかに該当すること。

(ア) 東京 23 区内に在住していたこと。

(イ) 東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内に通勤していたこと(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)。この場合において、東京圏のうち条件不利地域以外の

地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 83 条の大学、同法第 97 条の大学院、同法第 105 条第 1 項の高等専門学校、同法第 108 条第 2 項の短期大学及び同法第 126 条第 2 項の専門学校をいう。)へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、当該大学に通学していた期間を通算期間に加算することができる。

イ 交付申請者が本市に転入する直前において、連続して 1 年以上次のいずれかに該当すること。

(ア) 東京 23 区内に在住していたこと。

(イ) 東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内に通勤していたこと。この場合において、東京 23 区内に通勤していた期間については、本市に転入する日の 3 月前までを当該期間の起算点とすることができる。

(2) 転入及び居住に関し、次のいずれにも該当すること。

ア 交付申請者が平成 31 年 4 月 1 日以降に本市に転入したこと。

イ 移住支援金の交付に係る申請の日が転入の日から 1 年以内であること。

ウ 交付申請者が移住支援金の交付に係る申請の日から 5 年以上継続して本市に居住する意思を有していること。

(3) 交付申請者に関し、次のいずれにも該当すること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(イにおいて「暴力団員」という。)に該当する者でないこと。

イ 暴力団員及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団と関係を有する者でないこと。

ウ 次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 日本国籍を有する者

(イ) 外国籍を有する者であって、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)等の規定による永住許可、定住許可若しくは特別永住許可を受けた者又は日本国籍を有し、若しくは永住許可を受けた配偶者があるもの

エ その他北海道又は本市が移住支援金の交付対象として不適当と認めた者でないこと。

(4) 交付申請者が転入後に就業する場合にあつては次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項に該当すること。

ア 専門人材(北海道が実施するプロフェッショナル人材事業又は金融機関等が実施する先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者をいう。以下この号において同じ。) 次のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 勤務時間が週 20 時間以上の期間の定めのない雇用契約に基づいて就業し、申請日において在職していること。

- (ウ) 交付申請者が移住支援金の申請日から 5 年以上継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 就業が転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新たな雇用契約に基づくものであること。
- (オ) 就業が目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- イ 専門人材以外の者 次のいずれにも該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 転入後の就業が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載されている求人によるものであること。
 - (ウ) 交付申請者の 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている企業への就業でないこと。
 - (エ) 勤務時間が週 20 時間以上の期間の定めのない雇用契約に基づいて就業し、申請日において在職していること。
 - (オ) 交付申請者が(イ)の求人に対して応募をした日が、当該求人に係る広告が移住支援金の交付対象としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。
 - (カ) 交付申請者が移住支援金の申請日から 5 年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 就業が転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新たな雇用契約に基づくものであること。
- (5) 交付申請者が起業する場合にあっては、申請日から過去 1 年以内に北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- (6) 交付申請者がテレワーク移住(本市に移住し、情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をすることをいう。次条において同じ。)をする場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
 - ア 交付申請者が所属する企業からの命令でなく、自己の意思により移住し、かつ、本市を生活の拠点とし、引き続き当該企業の業務を行うこと。
 - イ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型)又はその前歴事業を活用した取組の中で、アの企業から交付申請者にテレワークの設備に係る資金が提供されていないこと。
- (7) 交付申請者の世帯員に関し、次に掲げるいずれにも該当すること。
 - ア 交付申請者を含む 2 人以上の世帯員全員が本市に転入する直前に居住していた場所において、同一の世帯に属していたこと。
 - イ 交付申請者を含む 2 人以上の世帯員全員が申請日において、同一世帯に属していること。

ウ 交付申請者を含む2人以上の世帯員全員が平成31年4月1日以降に本市に転入したこと。

エ 交付申請者を含む2人以上の世帯員全員が申請日において、転入後1年以内であること。

オ 交付申請者を含む2人以上の世帯員全員が第3号ア及びイの要件に該当すること。

(予備登録申請)

第5条 交付申請者は、移住支援金の対象として求人がマッチングサイトに掲載されている企業に就業する場合にあっては就業後1か月以内に、起業又はテレワーク移住をする場合にあっては転入後1か月以内に、第4条第1号から第3号までに掲げる要件及び同条第4号から第6号までに掲げる要件のいずれかに該当することが見込まれることについて本市の確認を受けた上で、UIJターン新規就業支援事業移住支援金交付予備登録申請書(別記第1号様式)を市長に提出するものとする。ただし、単身以外の世帯で申請をする場合にあっては、同条第7号に掲げる要件に該当することが見込まれることについて本市の確認を受けるものとする。

(交付の申請)

第6条 交付申請者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) UIJターン新規就業支援事業移住支援金交付申請書(別記第2号様式)
- (2) 就業先の発行した就業証明書(別記第3号様式)
- (3) 本人であることを確認できる書類
- (4) 第4条第1号から第3号までに掲げる要件に該当し、かつ、同条第4号から第6号までに掲げる要件のいずれかに該当することを証する書類
- (5) 単身以外の世帯で申請をする場合にあっては、第4条第7号に掲げる要件に該当することを証する書類

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金の交付の可否を決定し、速やかにその旨をUIJターン新規就業支援事業移住支援金交付決定通知書(別記第4号様式)又はUIJターン新規就業支援事業移住支援金不交付決定通知書(別記第5号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第8条 市長は、前条の移住支援金の交付決定を受けた者に対し、申請日から3か月以内に移住支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後において、UIJターン新規就業支援事業移住支援金交付決定通知書を紛失し、著しく汚損し、又は破損したときは、UIJターン新規就業支援事業移住支援金交付決定通知書再交付願(別記第6号様式。次条において「再交付願」という。)を市長に提出し、再交付を受けることができる。

(再交付決定及び通知)

第 10 条 市長は、前条の再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに UIJ ターン新規就業支援事業移住支援金交付決定通知書(再交付)(別記第 7 号様式)を当該再交付願を提出した者に交付する。

(報告及び調査)

第 11 条 北海道及び本市は、移住支援事業の適切な実施を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者に対し、当該移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(移住支援金の返還)

第 12 条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、移住支援金の交付決定を取り消し、当該各号に定める額の返還を求めるものとする。ただし、北海道及び市長が災害、病気その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 虚偽の申請又は不正な手段により移住支援金の交付を受けたことが明らかになった場合 交付された移住支援金の全額

(2) 移住支援金の申請日から 3 年を経過する日までの間に本市から転出した場合 交付された移住支援金の全額

(3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に就業先を退職した場合 交付された移住支援金の全額

(4) 第 4 条第 5 号に規定する地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合 交付された移住支援金の全額

(5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に本市から転出した場合 交付された移住支援金の半額

(移住支援金の交付等)

第 13 条 移住支援金の交付、決定等に関しては、北広島市補助金等交付規則(昭和 61 年広島町規則第 10 号)の規定するところによる。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、北海道と協議の上、企画財政部長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 15 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。